川崎市立東大島小学校いじめ防止基本方針

１　令和６年度　学校経営計画

・教育関係法令
・学校学習指導要領
・かわさき教育プラン
・学校評価の方法
・夢教育 21 推進事業

学校教育目標

明るく たくましい生き方のできる 人間の育成
・心やさしい子
・すすんで学ぶ子
・元気な子

学校経営方針　　東大島小学校が育成をめざす子どもの姿

学びに向かう力・人間性等・・多様性を認め他者と協働することのできる子
学びの意義を実感して生活に生かすことのできる子

知識・技能・・・・・・・・・・基礎的・基本的な知識や概念を身につけ、それらを関連付け生かすことができる子

思考力・判断力・表現力・・・様々な場面で課題をとらえ、既得の知識・技能を使って課題を解決することのできる子

中 期 学 校 経 営 目 標

① 社会性の育成	② 学力の向上	③ 特別活動の活性化	④ 開かれた学校づくり
○すべての子どもがいきいきと個性を発揮できるように、一人一人の個性を認め、お互いを高め合えるコミュニケーションの充実を図る。 ○自尊感情や規範意識、人と関わる力等、自立に向けて必要な能力や態度を育む。	○「確かな学力」を育み、社会を生き抜くために必要な資質・能力を身につけさせる。	○さまざまな危険から子どもたちを守り、安全・安心で快適な学校づくりに努める。自分の身は自分で守ろうとする気持ちを育てる。	○地域の教育資源や人材を活用し、特色ある学校づくりを推進する。学校・地域・保護者と共に子どもを育てる。

短 期 学 校 経 営 目 標（ 今 年 度 の 重 点 目 標 ）

○学校の教育活動の様々な場で、子どもが企画立案する活動を支援・指導し、達成感を味あわせ自己肯定感を高める。 ○多様性を受け止め、相手の気持ちや立場を尊重し助け合う心を育てる。 ○「東大島スタンダード」で、新生活習慣に向けた学校のルールの確立を図る。 ○教職員が模範となる行動を示し、児童の規範意識を高める努力や工夫をする。 ○いじめ・不登校を生まない環境づくりに向け、支援教育Coを中心にして、教職員の連携による児童支援の充実を図る。	○かわさきキャリア在り方生き方教育を、成長段階に応じて系統的・計画的に将来を見据えた実践をする。 ○一人一人が学力を伸ばせるよう、ICT を活用した個に応じた指導法、及び電子図書館を活用した読書活動を工夫する。 ○学習指導要領に基づき、子どもと共に学び続ける教職員として、資質の向上に努める。	○安全点検により、環境整備を積極的に進めると共に、東大島小学校防災計画をもとにした安全教育に取り組み、非常事態に対応できる学校づくりをする。 ○児童の命を守るために、緊急事態を想定した研修を定期的に行うなど危機管理意識を高める。	○積極的な情報発信と共に、保護者・地域の方の意見を教育活動に取り入れることで、家庭・地域に開かれた学校を目指す。 ○地域協力者・保護者による学習協力を進め、児童の学習を充実させる。 ○100 周年事業と合わせて、また本校創立 70 周年事業に向けてふるさと川崎、ふるさと東大島の心の育成を図る。

重 点 に 係 る 具 体 的 な 取 組

○学習活動や行事、きょうだい班活動、学年集会など、子どもの思いや願いを反映した様々な場面で、一人一人の活躍の場を広げる。 ○道徳教育を推進し、心を耕しながら、相手を思いやる行動を価値づけることで一人一人が大切な存在であることを実感させる。 ○教員が日常の生活の中でルールを守り安全に生活する姿を示しながら、東大島小スタンダードをもとにした学校のルールを守ることの大切さを指導し、規範意識を育む。 ○学校生活アンケートや効果測定の結果を読み取り、支援教育 Co を中心に情報共有を行う。共感的理解をベースに、一人一人に寄り添って対応する。	○年間指導計画に基づき、学校教育のすべての教育活動を通して、かわさきキャリア在り方生き方教育に取り組んでいく。 ○一人一人の学ぶ意欲につながるよう ICT を活用した教材研究に努めると共に、T.T、少人数指導等個に応じたきめ細やかな指導ができる場の設定と、指導と評価の一体化により、学びを深める。 ○読書活動に積極的に取り組む。 ○カリキュラムセンターや各研究会の情報を基に、校内でも日々授業研修を積み重ねる。	○安全点検と学校施設の修繕に力を入れると共に、自分で自分の身を守ることのできる児童の育成を目指し、学校防災教育推進校として研究を推進する。講師を招請しての研修、防災計画の改善及び避難訓練・防犯訓練等の実施により、学校生活が安全安心なものになるようにスパイラルアップを図る。 ○食物アレルギーや心肺蘇生法の研修などを行い、緊急事態に誰もが落ち着いて対応できるようにする。	○学校・学年だよりの発行、ホームページの更新により、学校の様子を発信する。個人面談やアンケート等保護者の意見を参考に、より良い教育活動につなげる。 ○全校朝読の実施や各教科活動において保護者ボランティアに協力をあおぎ、児童の学びの充実を図る。 ○地域の達人や多摩川クラブ等、外部講師による実感を伴う体験学習を通し、ふるさとの良さに気づき、自らを大切にしようとする思いにつなげる。

２ 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

３ いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

４ 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

⑵ いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

⑶ 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報を共有します。

⑷ いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面から的確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ防止対策会議の設置

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施する。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行う。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

●よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。

●いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。

●いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

●はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。

●いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。

●必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

●いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。

●解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

○ 児童生徒が自殺を企図した場合

○ 身体に重大な傷害を負った場合

○ 金品等に重大な被害を被った場合

○ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

６　令和６年度　いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、教務主任、総括教諭、 学年主任、支援級主任、国際級、 支援教育 Co、共生＊共育、養護教諭、教育相談、 人権、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

【いじめ防止対策の企画・運営】

・学校運営におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証
・いじめ防止対策年間指導計画の作成
・いじめ防止指導研修会の企画、運営
・いじめ問題に関する資料の管理
・道徳教育との連携
・学校いじめ防止基本方針の見直し

【教育相談】

・教育相談のねらい・年間計画の作成

１年	２年
３年	４年
５年	６年
支援級	国際級
保健	栄養

・相談室窓口、相談室の管理、運営
・スクールカウンセラーとの連携

【児童・保護者・地域との連携】

・代表委員会との連携
・きょうだい班との連携
・ＰＴＡ校外委員会との連携
・地域教育会議との連携

【関係機関との連携】

・児童相談所、地域見守り支援センター等との連携
・学警連

７　令和６年度　いじめ防止等対策年間計画

月	活　動　内　容（校内いじめ防止対策会議・児童指導部会・職員会議等）
４	・いじめ基本方針・重点目標の確認、構成員の確認・役割分担 ・児童指導、支援の在り方についての研修 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修
５	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・かわさき共生＊共育プログラムの取組についての研修 ・いじめ防止の取り組み（代表委員会） ・学校生活アンケート
６	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・効果測定① ・教育相談週間の実施 【児童生徒指導点検強化月間】の取組 （具体的な内容→児童によるあいさつ運動等）
７	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談週間の実施 ・効果測定①の見取り ・夏休み期間中の対応確認
８	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止対策に関する研修会
９	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
１０	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート
１１	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・効果測定②
１２	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談週間の実施 ・効果測定②の見取り
１	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート
２	【学校体制振り返り月間】の取組 （いじめ防止基本方針、児童指導関係のふりかえりをもとに、来年度の計画を立てる。） ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・効果測定③ ・今年度の反省→学校評価への反映
３	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・効果測定③の見取り ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童・生徒の自主的な取組

［自主的な企画・運営］

・集会等での呼びかけや友達関係づくり

・自主的なあいさつ運動

［交流活動の活性化］

・縦割り活動（きょうだい班活動）

・委員会活動

・小中連携活動

・町内会・子ども会など地域行事での交流活動

［啓発活動］

・いじめ防止標語やポスターの作成、いじめ撲滅キャンペーンの実施

保護者の取組（PTA 活動）

・広報誌での呼びかけ

地域住民の取組

・地域での見守り活動

その他

・わくわくプラザスタッフとの情報交換
・ふれあい館スタッフとの情報交換